○農林水産省告示第千四百十三号

環境 と調和 のとれた食料システ A \mathcal{O} 確立 のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則

令和四. 年農林水産省令第四十二号)第一条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 農林漁業に由来する環境 0) 負荷の低減に相当程度資す

るものとして農林水産大臣が定める事業活動を次のように定める。

令和四年九月十五日

農林水産大臣 野村 哲郎

環境と調和 のとれた食料システムの確立 のための環境負荷低減事業活動 の促進等に関する法律 施 行規 則第

条 第 項 の農林漁業に由来する環境 0) 負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣 一が定め る事

業活 ...動は、 次に 掲げる事業活動とする。

土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、 かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を

減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

次に掲げる物質の量を減少させる技術を用い て行わ れる生産方式による事業活動

燐その他の環境への負荷の原因となる物質 ッハ

1

家畜のふん尿に含まれる窒素、

口 餌じ 料 の投与等により流出する窒素、 燐その他 \mathcal{O} 環境 へ の 負荷 の原因となる物質

土 壤 \mathcal{O} 炭 素の 貯留に資する土壌改良資材を、 農 地 又は採草放牧 地 に施用し して行う生産方式による事業

活 動

兀 生分解性プラスチックを用いた資材の使用その 他の 取組によるプラスチッ ク使用製品 産業 廃 棄 物等 プ

ラスチックに係る資源循環 の促進等に関する法律 (令和三年法律第六十号) 第二条第九項に規定するプラ

スチ ック使用製品産業廃棄物等をいう。 の排出若しくは流 出 の抑制若しくはこれらに伴う農林漁業 に 曲

来する環境 \mathcal{O} 負荷 の低減 又は化石資源 由 来のプラスチックの 使用量 $\overline{\mathcal{O}}$ 削減に資する生産方式による事 2

活動

五. 環境 と調 和のとれ た食料システ ムの 確立 のため (T) 環境負荷 低 減事業活 動 \mathcal{O} 促進等に関する法 律 **令** 和 旭

年法律第三十七号) 第二条第四項第一号及び第二号並びに前各号に掲げるもののほ か、 その地 域に お 7

通常行わ れる施肥及び有害動 植物 \mathcal{O} 防除と比較して化学的に合成された肥料及び農薬の施用 及び使用 を減

少させる技術並び に生物 の多様性 \mathcal{O} 保全その 他 の環境の保全に資する技術を組み合わせて用いる農業に関

する技術を用いて行われる生産方式による事業活動

附

則